

別 紙

第 1 「法人税の重加算税の取扱いについて」関係

平成 12 年 7 月 3 日付課法 2－8 ほか 3 課共同「法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 賦課基準 1～4 （省略）</p> <p>（隠蔽仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度）</p> <p>5 前事業年度以前の事業年度において、不正事実に基づき欠損金額を過大に申告し、その過大な欠損金額を基礎として欠損金額の繰越控除をしていた場合において、その繰越控除額を否認したときは、その繰越控除をした事業年度について重加算税を課すことになる。</p> <p>なお、欠損金額の生じた事業年度は正しい申告であったが、繰越欠損金額を控除した事業年度に不正事実に基づく過少な申告があり、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっている場合に、当該その後の事業年度において過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしているときも同様とする。</p> <p>（注）繰越控除をした欠損金額のうちに所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の法人税法第 57 条第 6 項の規定により欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額がある場合において、その欠損金額とみなされた金額が不正事実に基づき過大に繰り越されているときには、本文の取扱いを準用する。</p> <p>（隠蔽仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度）</p> <p>6 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）による改正前の法人税法施行令第 112 条第 20 項の規定を適用するに当たり、同項に規定する被合併法人となる連結法人又は残余財産が確定した連結法人がそれぞれ</p>	<p>第 1 賦課基準 1～4 （同左）</p> <p>（隠蔽仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度）</p> <p>5 前事業年度以前の事業年度において、不正事実に基づき欠損金額を過大に申告し、その過大な欠損金額を基礎として欠損金額の繰越控除をしていた場合において、その繰越控除額を否認したときは、その繰越控除をした事業年度について重加算税を課すことになる。</p> <p>なお、欠損金額の生じた事業年度は正しい申告であったが、繰越欠損金額を控除した事業年度に不正事実に基づく過少な申告があり、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっている場合に、当該その後の事業年度において過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしているときも同様とする。</p> <p>（注）繰越控除をした欠損金額のうちに法人税法第 57 条第 6 項の規定により欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額がある場合において、その欠損金額とみなされた金額が不正事実に基づき過大に繰り越されているときには、本文の取扱いを準用する。</p> <p>（隠蔽仮装に基づく最後事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度）</p> <p>6 法人税法施行令第 112 条第 20 項の規定を適用するに当たり、同項に規定する被合併法人となる連結法人又は残余財産が確定した連結法人がそれぞれ同項に規定する合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度にお</p>

改 正 後	改 正 前
<p>れ同項に規定する合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度において欠損金額を不正事実に基づき過大に申告し、その過大な欠損金額を同項に規定する連結子法人である内国法人の最後事業年度の損金の額に算入していた場合において、その損金算入額を否認したときは、その損金算入をした最後事業年度（所得金額が生じるものに限る。）について重加算税を課すことになる。</p> <p>第 2 重加算税の取扱い （通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項） 通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。 (1)・(2) （省略）</p> <p>第 3 重加算税の計算 1～3 （省略）</p> <p>（重加算税を課す留保金額の計算等）</p> <p>4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第 67 条第 1 項の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき同条第 3 項の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>第 4 通算法人等に係る取扱いの適用</p>	<p>いて欠損金額を不正事実に基づき過大に申告し、その過大な欠損金額を同項に規定する連結子法人である内国法人の最後事業年度の損金の額に算入していた場合において、その損金算入額を否認したときは、その損金算入をした最後事業年度（所得金額が生じるものに限る。）について重加算税を課すことになる。</p> <p>第 2 重加算税の取扱い （通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっての留意事項） <u>1</u> 通則法第 68 条第 4 項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。 (1)・(2) （同左）</p> <p>第 3 重加算税の計算 1～3 （同左）</p> <p>（重加算税を課す留保金額の計算等）</p> <p>4 特定同族会社が重加対象所得から留保した部分の金額（以下「留保金額」という。）に対して課される法人税法第 67 条第 1 項<u>《特定同族会社の特別税率》</u>の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の対象となる留保金額は、更正等の後の留保金額から重加算税を課さない部分の留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第 67 条第 3 項の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1から第3までの取扱いは、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。)の法人税に対する通則法第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に当たっても同様とするほか、次に掲げる取扱いは、それぞれ次に定めることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>第1の1の取扱い</u></p> <p><u>この取扱いにおける「不正事実」とは、当該通算法人の行為に係る不正事実をいい、他の通算法人の行為に係る不正事実はこれに該当しない。</u></p> <p>(2) <u>第3の1の取扱い</u></p> <p><u>この取扱いにおける「不正事実に基づく所得金額」とは、当該通算法人の行為に係る不正事実に基づく所得金額をいう。</u></p>	